

# 業務委託契約書(案)

委託業務の名称 令和8年度 第103号  
クリーンセンター滋賀他水質分析業務

履行期限 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

業務委託料 金 円  
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円)

「取引に係る消費税および地方消費税の額」は消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、業務委託料に10／110を乗じて得た額である。

頭書業務の委託について委託者 公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 三日月大造 を甲とし、受託者 を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

## (総則)

第1条 乙は、「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。  
(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 甲は、この契約の成果品を自由に使用し、またはこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。

## (再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

## (委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、または報告を求めることができる。

## (業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料または履行期限を変更す

る必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償金額は甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第6条 乙は、その責めに帰すことができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 乙の責めに帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、延滞金を付して履行期限を延期することができる。

- 2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、遅延日数に応じ年2.5%の割合とする。
- 3 甲の責めに帰する事由により第10条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、乙は、甲に対して年2.5%の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査および引渡)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならぬ。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならぬ。

(違約金)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(担保責任)

第13条 乙は、第9条第4項の引渡しの後に発見された成果品の瑕疵を補修するものとする。

2 甲は、前項の瑕疵補修に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(誓約書の提出)

第15条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住 所 甲賀市甲賀町神645番地  
氏 名 公益財団法人滋賀県環境事業公社  
理 事 長 三日月大造

乙 住 所  
氏 名

別紙

誓 約 書

(あて先)

公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 様

私は、公益財団法人滋賀県環境事業公社（以下「公社」という。）が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、公社の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公社が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所 \_\_\_\_\_

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

印